

提出書類一覧表

提出書類	留意事項
ア 物品製造等指名競争入札 参加資格審査申請書	社印又は会社名の入った代表社印のない方は、印鑑証明書を添付してください。
イ 商業登記事項証明書 (法人の場合) 身分証明書(個人の場合)	発行後3ヶ月以内のものであること。(写し可) 個人経営の場合は、身分証明書添付。(市町村役場で証明を受ける。写し可。 <u>ただし、京丹波町発行のものは、写し不可</u>)
ウ 営業経歴書	様式任意。 会社の沿革、概要、営業品目、実績、営業所所在地状況等の記載を含むもの。
エ 財務諸表又は 所得税確定申告書等	法人は、直前1年の営業年度分の財務諸表 個人は、所得税確定申告書(写し)1式(申請日の前年分)、設備等の明細書、商品等の現在高調書
オ 納税証明書	発行後3ヶ月以内のものであること。 ※町内業者は、代表者分及び会社分の京丹波町税の滞納がないことの証明を受けること。 <u>(写し不可)</u> 町外業者のうち、京都府内に営業所がある方は、京都府税納税証明書(滞納がないことの証明。)(写し可)を提出すること。府内に営業所がない方は、必要ありませんが、次項カの消費税及び地方消費税の納税証明書を書式その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の証明)としてください。(写し可)
カ 消費税及び地方消費税の 納税証明書(免税業者の 方も提出してください)	発行後3ヶ月以内のものであること。 申告している税務署で証明を受け、次のいずれかの書式を添付してください。(写し可) 書式その3:(請求税目単位の証明) 書式その3の2:(申告所得税と消費税及び地方消費税の証明) 書式その3の3:(法人税と消費税及び地方消費税の証明)
キ 委任状 (該当者のみ)	契約の締結等の権限を、支店長等に委任したい場合は、提出してください。

申請書の記入要領

提出書類の記入要領は、次の事項に留意してください。なお、各種証明書類は特に指定のない限りそれぞれの発行官公署等において定めた様式で申請時において発行日から3箇月以内のものとし、複写機による写し（印影まで鮮明なものに限る）でも可。ただし、京丹波町発行の町税納税証明書、身分証明書は原本提出とします。

1 物品製造等競争入札参加資格審査申請書

(1) 町内・町外の区分

いずれかを○で囲んで下さい。町内業者とは、町内に主たる営業所が所在する業者を指します。

(2) 申請日、商号又は名称、代表者の職氏名、主たる営業所の所在地を記入してください。

(3) 電話番号（支店・営業所の電話番号も同様。）

市外局番、局番、番号をそれぞれー（ハイフン）で区切って記入して下さい。

(4) 法人・個人の区分

法人又は個人のいずれかを○で囲んで下さい。

(5) 受任者については、契約の締結等の権限を、物品製造等入札参加資格審査申請者から支店長等委任したい場合のみ記入して下さい（併せて年間委任状を提出して下さい。）

(6) 製造・販売等実績

①直前々年度分決算及び②直前年度分決算の欄に、財務諸表類の損益計算書の「売上高」の金額を記入してください。

③前2か年間の平均実績高は、①と②の金額の平均を記入してください。

(7) 自己資本額

直前年度分決算の値を記入してください。

①払込資本金

直前決算時の欄には、財務諸表類の貸借対照表より、払込資本金を記入してください。

決算後の増減額の欄は、直前年度決算後に資本金の増減があった場合に該当金額を記入してください。

合計の欄は、上記の2つの金額を足した金額を記入してください。

②準備金・積立金

直前決算時の欄は、財務諸表類の貸借対照表より、法定準備金（資本準備金+利益準備金）+任意積立金を記入してください。

剰余（欠損）金処分の欄は、「利益処分」の準備金・積立金を記入してください。なお、準備金・積立金から取り崩した準備金・積立金の増減があった場合に該当金額を記入してください。

決算後の増減額の欄は、直前年度決算後に準備金・積立金の増減があった場合に該当金額を記入してください。

合計の欄は、上記の3つの金額を足した金額を記入してください。

③次期繰越利益（欠損）額

剰余（欠損）金処分の欄は、「利益処分」又は「損失処分」の繰越額を記入してください。

合計の欄は、上記と同じ金額を記入してください。

④計

各項目の計を記入してください。

(8) 経営状況

流動資産（ 千円）及び流動負債（ 千円）には、直前年度分決算の貸借対照表の流動資産・流動負債を記入してください。また、流動比率も記入してください。

※流動比率は小数点以下第2位を四捨五入してください。

(9) 営業年数、常勤職員の人数を記入してください。

(10) 申請日付

物品製造等入札参加資格審査申請書表面の右上の年月日は、申請する日付を記入して下さい。

2 京丹波町税納税証明書及び公共料金完納確認（町内業者のみ）

(1) 京丹波町税納税証明書

証明願及び証明書に必要事項を記載のうえ、役場本所税務課又は支所において証明を受けてください。法人の場合は、会社分と代表者分の証明書が必要です。

(2) 京丹波町公共料金完納確認

申請時に公共料金の滞納がないか、確認します。（会社及び代表者分）